

平成29年9月25日策定
令和2年11月25日改正
令和5年2月27日改正
令和5年11月27日改正

小山市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

小山市農業委員会

第1 基本的な考え方

平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律が一部改正され、「農地等の利用の最適化の推進に関する事務」が農業委員会の最も重要な業務として明確に位置づけられたことから、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいくことが農業委員会に求められている。

小山市は、栃木県の南部に位置し、東京圏から北へ僅か60kmの新幹線の停車する、鉄道、国道ともに交差する交通の要衝である。地形はほとんど起伏がなく、市中央部には思川、東部に鬼怒川、西部に巴波川が南流しており、思川の東部は台地をなし市街地や畑が広がっており、思川の西部や鬼怒川、巴波川の両岸は低地で水田が広がっている。気候は比較的温暖で、水稻、麦類、大豆を中心とした土地利用型農業に加え、露地野菜やイチゴ、トマト、花卉等の施設園芸及び畜産など多彩な生産活動を展開し、東京圏に近い立地条件を活かした都市型農業が実施されている。

課題として、農家戸数の大半が第2種兼業農家や自給的農家であり、担い手自体多くないこと、米価の低迷及び流通経費や肥料・農業用資材の上昇などにより農業者の収益低下が進んでいることから、園芸作物等の高収益農業への転換や規模拡大、圃場の大区画化等により、効率的で低コストの農業生産が求められている。その解決のため、担い手の育成・確保や新規参入に加え、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(令和4年法律第56号)による改正後の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。)第19条第1項の規定に基づき、市町村が農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。)に基づいて農地の流動化を高め農地中間管理事業の推進による農地利用の集積・集約化に取り組んで行く必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、小山市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する栃木県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する小山市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた、農業委員会の長期的な目標としての農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付3経営第2584号農林水産省経営局長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和5年3月)	7,710ha	27.7ha	0.36%
3年後の目標 (令和8年3月)	7,650ha	23.7ha	0.30%

※令和8年3月以後の遊休農地の解消面積及び割合については、段階的に状況を精査した上で、最終的な目標値を「0(ha・%)」とします。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果と農家の意向を踏まえ、農地中間管理事業を活用し、担い手への集積を促進する。

③非農地判断について

再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

④事業の活用について

農地いきいき再生支援事業実施要領（県補助事業）や小山市耕作放棄地対策協議会の遊休農地解消支援事業を活用し、遊休農地の解消に努める。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和5年3月)	7,710ha	3,932ha	50.9%
3年後の目標 (令和8年3月)	7,650ha	4,722ha	61.7%
8年後の目標 (令和13年3月)	7,550ha	6,040ha	80.0%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

②農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

農地の利用調整については、地域における農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向に基づく農地の集積・集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

④農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数
現 状 (令和5年3月)	5 経営体
3年後の目標 (令和8年3月)	5 経営体
8年後の目標 (令和13年3月)	5 経営体

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

新規参入を検討している青年等の情報収集を行うとともに、新規参入の相談窓口となる市農政課、下都賀農業振興事務所ほか関係機関との連携を強化し、新規参入者の確保に努める。

②新規就農相談会等への参加について

県主催の新規就農相談会等に積極的に参加し、情報の収集を行い、新規就農者受入れのフォローアップを行う。

③企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者(個人、法人)の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

小山市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、小山市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力